

令和元年 10月1日から

認定こども園

3歳から5歳までの、幼稚園・保育所・認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

① 2号・3号認定を受けて認定こども園を利用する子どもたち

【対象者・利用料】 ※ 無償化に際して、申請等の手続きは必要ありません。

- 3歳から5歳児クラスまでの子どもたちの利用料が**無償化**されます。
 - 0歳から2歳児クラスまでの子どもたちは、**住民税非課税世帯を**対象として利用料が**無償化**されます。
- ※0歳から2歳児クラスの子どもの利用料は、従来の制度（第2子は半額、第3子以降は0円）が継続されます。

【延長保育料】

- **延長保育料**については、これまでどおり、**保護者負担**となります。

② 1号認定を受けて認定こども園を利用する子どもたち

【対象者・利用料】 ※ 無償化に際して、申請等の手続きは必要ありません。

- 認定こども園を利用する満3歳になった日から小学校就学前までの子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※ 認定こども園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】 ※ 無償化に際して、園を通じて認定申請書等の提出が必要です。

- 無償化の対象となるには、「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
- ※「**保育の必要性の認定**」は、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）に該当する場合に申請することで受けることができます。
- **教育標準時間の利用に加え、利用日数に応じて（450円×利用日数）**

月額11,300円まで預かり保育の利用料が無償化されます。

※満3歳から3歳の誕生日を迎え最初の3月31日までの間の子どものうち、住民税非課税世帯の子どもが利用する場合、月額16,300円までの範囲で無償化されます。

【請求・支払いの手続きについて】

【1】保護者が施設に利用料を支払う ⇒ 【2】保護者が園を通じて泉佐野市に費用を請求 ⇒ 【3】泉佐野市が保護者に直接費用をお支払い

(参考例) 保護者が実際に支払った預かり保育の利用料と上限額<C>を比較して、低い方の額が無償化の対象となります。

◆ 預かり保育の利用料が1日400円、1か月の利用日数が20日の場合

利用日数<A>	利用料	上限額<C> 450円×利用日数	無償化対象額<D> BとCのうち低い額	実質負担額<E>
20日	8,000円	9,000円	8,000円	0円

◆ 預かり保育の利用料が1日500円、1か月の利用日数が20日の場合

利用日数<A>	利用料	上限額<C> 450円×利用日数	無償化対象額<D> BとCのうち低い額	実質負担額<E>
20日	10,000円	9,000円	9,000円	1,000円

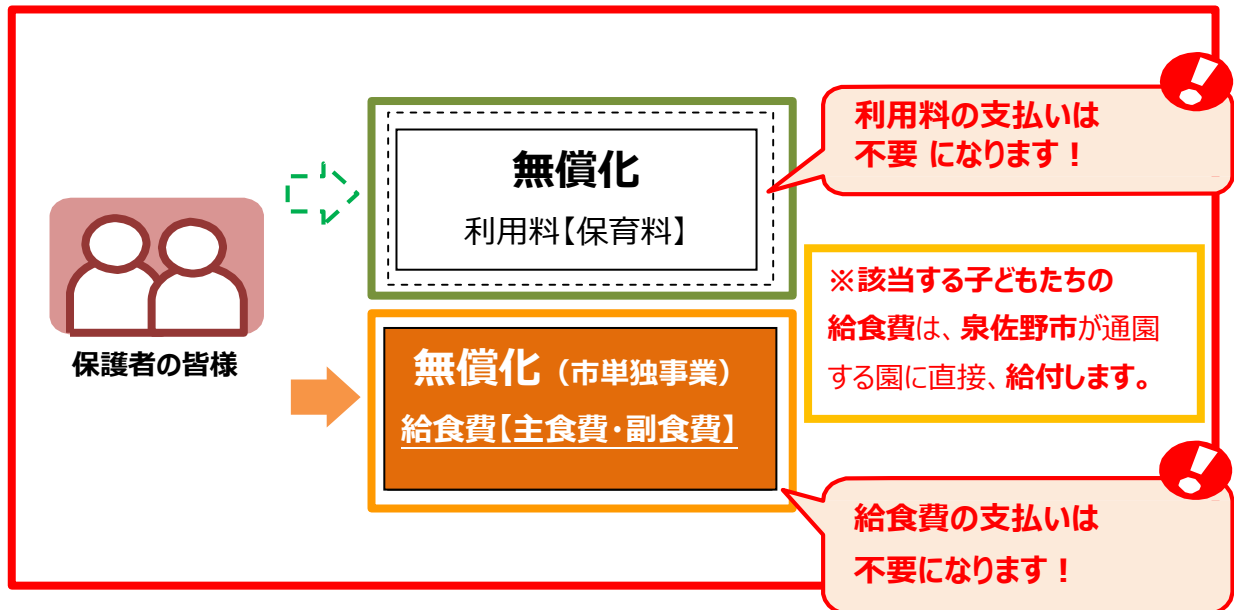
①②の行事費・通園バス使用料などは、無償化の対象外で、保護者負担となります。【給食費の保護者負担については③をご覧ください。】

③ 給食費【主食費(ごはん等)・副食費(おかず、おやつ等)】の保護者負担について

● 泉佐野市内にお住まいで、市内の幼稚園・認可保育所・認定こども園に在園する子どもたちについては、保護者からの給食費は徴収されません。【泉佐野市単独補助事業】

- 泉佐野市内にお住まいで他の市町村の幼稚園、認可保育所、認定こども園に在園する子どもたちについては、**保護者の負担**となります。(※詳しくは、在園する園に直接おたずねください。)
- **他の市町村から**泉佐野市内の幼稚園、認可保育所、認定こども園に通園する子どもたちについても、**保護者の負担**となります。(※給食費は、施設ごとに異なるため、園に直接おたずねください。)
- 年収360万円未満相当世帯の子どもたちと第3子以降の子どもたちは、**副食費が免除**されます。
- 0歳から2歳児のクラスの子どもの給食費は保育料のなかに含まれていますので、新たな保護者負担はありません。

～泉佐野市内にお住まいで、市内の幼稚園・認可保育所・認定こども園に在園する子どもたちの場合～



問い合わせ先：泉佐野市 こども部 子育て支援課 保育係
TEL：072-463-1212 (内線 2382～2383)